

素案
滋賀県動物愛護管理推進計画
(第3次)



滋賀県

令和6年(2024年)〇月策定

【目次】

第1章 計画の趣旨および位置付け.....	- 1 -
1 計画の趣旨.....	- 1 -
2 計画の位置付け.....	- 1 -
3 計画の期間および対象区域.....	- 2 -
第2章 これまでの取組の成果.....	- 3 -
1 これまでの取組結果.....	- 3 -
2 前計画期間中の主な取組.....	- 4 -
第3章 国の動き.....	- 5 -
1 動物愛護管理法の主な改正内容.....	- 5 -
2 動物愛護管理基本指針の主な改正内容.....	- 5 -
第4章 施策展開の方向.....	- 7 -
1 計画の重点取組.....	- 7 -
2 計画の数値目標.....	- 8 -
第5章 具体的な取り組み.....	- 9 -
<施策1> 動物の適正飼養の推進.....	- 9 -
<施策2> 動物の終生飼養の推進.....	- 16 -
<施策3> 狂犬病予防の推進.....	- 21 -
<施策4> 動物取扱業の適正化.....	- 23 -
<施策5> 動物の返還・譲渡の推進.....	- 25 -
<施策6> 動物愛護の普及啓発.....	- 28 -
<施策7> 実験動物および産業動物の適正飼養の推進.....	- 30 -
<施策8> 災害時等の体制整備.....	- 31 -
<施策9> 関係者間の協力体制の構築.....	- 32 -
第6章 計画の総合的な推進.....	- 36 -
用語解説.....	- 37 -

1 第1章 計画の趣旨および位置付け

1 計画の趣旨

近年、単身世帯の増加や高齢化が進むとともに、動物を飼養する環境が整備される中で、犬、猫など動物の愛護志向が高まっています。飼養動物が家族の一員として、あるいは人生のパートナーとして位置づけられ、生活の中で重要な部分を占めるようになってきています。

飼い主のいない猫を増やさないための不妊去勢手術活動が広がりを見せるなど、動物愛護意識の高まりがある一方で、安易な餌やりによる野犬・飼い主のいない猫の増加や、放し飼い、糞の放置、鳴き声苦情、犬による咬傷事故など、不適正な飼養管理や動物に関する知識の不足などによる人への危害や近隣への生活環境被害など、動物の飼養をめぐる問題が発生しています。

本計画は、動物が命あるものであることを基本とし、動物について関心と理解を深め、動物を適正に取り扱い、飼養管理することにより、人と動物が共生できる社会の実現をめざしており、前計画に引き続き、基本方針に「人と動物が豊かに関わる社会(人よし・動物よし・地域よしの三方よしの社会)」の実現を掲げ、施策を推進しています。

人よし : 動物との暮らしを楽しんでいること、また、人の生活が守られていること

動物よし : 動物が大切に扱われ、健康で幸せであること

地域よし : 地域の生活環境が守られており、地域で受け入れられていること

2 計画の位置付け

平成17年6月に、動物の愛護及び管理に関する法律(昭和48年法律第105号、以下「動物愛護管理法」という。)が改正され、都道府県は、国が定める「動物の愛護及び管理に関する施策を総合的に推進するための基本的な指針」(以下「基本指針」という。)に則して、都道府県の区域における動物愛護管理推進計画を策定することが義務づけられました。

滋賀県は、県の動物愛護管理行政の方向性や具体的な施策を示す中長期的な計画として、平成20年7月に滋賀県動物愛護管理推進計画(以下「計画」という。)を策定し、また、平成27年1月には、国による基本指針の改正と動物愛護管理法の改正を受けた計画の改定を行い、県の動物愛護管理行政の更なる推進を図ってきました。

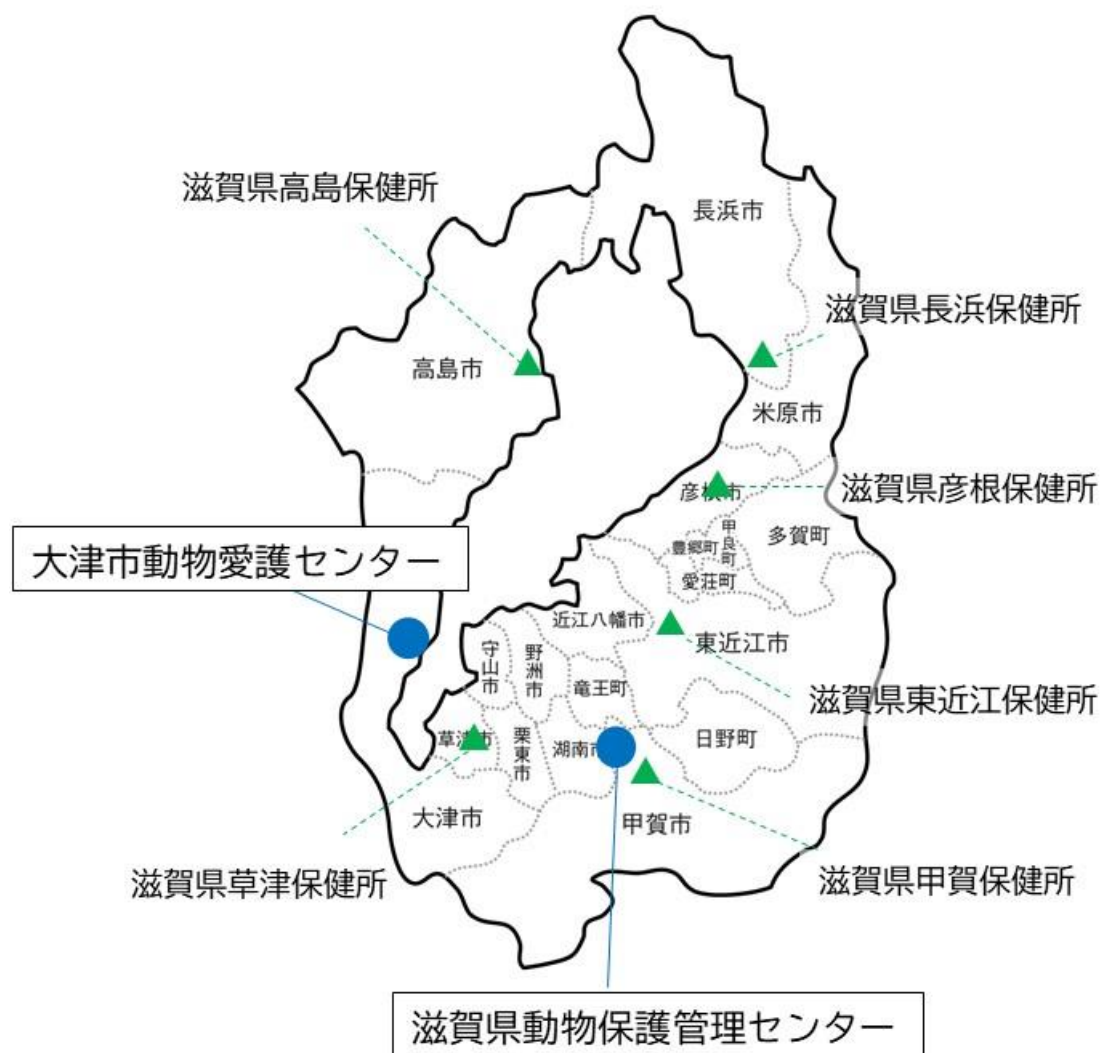
35 今般、動物愛護管理法が令和元年6月に改正され、また、国の基本指針が令和2
36 年4月に改正されたことから、これらの改正内容を踏まえるとともに、県内の課題や
37 各施策の進捗状況を勘案し、本計画の第3回策定を行いました。

38

39 3 計画の期間および対象区域

40 計画の期間は、基本指針の計画期間を踏まえ、令和6年度から令和15年度まで
41 の10年間とします。

42 本計画の対象区域は、滋賀県全域とします。なお、中核市である大津市において
43 は、大津市が動物の愛護及び管理に関する業務を実施しており、県は大津市と連
44 携して計画の目標達成に向けた施策を推進します。



第2章 これまでの取組の成果

1 これまでの取組結果

平成27年1月に改定した計画(以下「前計画」という。)では、犬猫の致死処分ゼロに向けた保護*・引取り*頭数の削減と返還*・譲渡*率の向上を目指し、次の目標値を掲げ取り組みを進めてきました。

保護・引取り頭数については、終生飼養をはじめとした適正飼養の普及啓発、地域猫*活動の推進などを図り、目標値を達成することができました。

また、返還譲渡率については、保護情報の発信強化、譲渡事業の推進などにより目標値を概ね達成しています。

表1 前計画における目標値の達成状況

	H25年度	R4年度	R5年度目標値	前計画の評価
犬の保護・引取り頭数	615頭	265頭	(300頭)	目標達成
犬の返還・譲渡率	60.7%	74.3%	(80%)	概ね目標達成
猫の保護・引取り頭数	1,333頭	356頭	(650頭)	目標達成
猫の返還・譲渡率	7.4%	39.6%	(20%)	目標達成

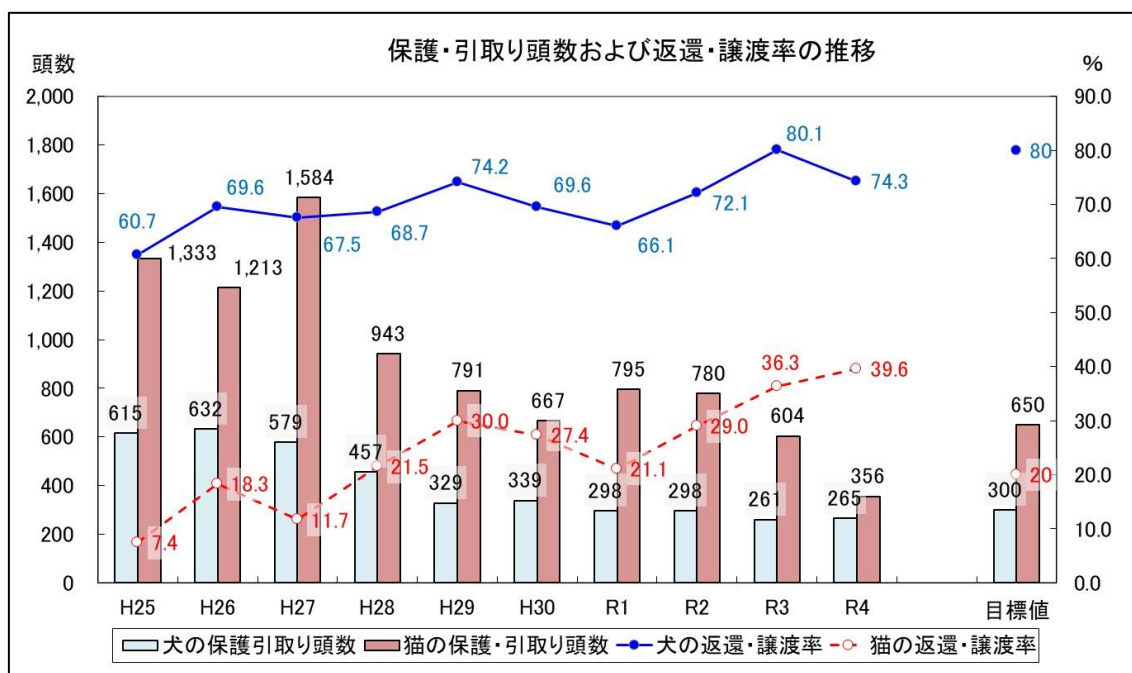


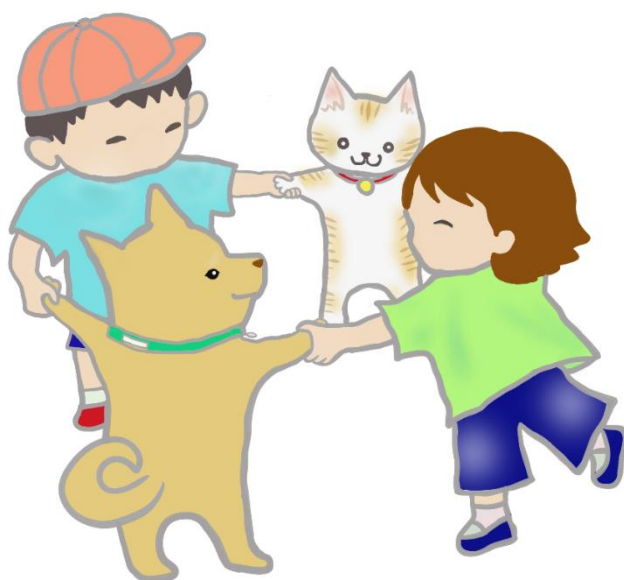
図1 保護・引取り頭数および返還・譲渡率の推移

環境省動物愛護管理行政事務提要(令和4年度版)により全国的な取組状況と比較すると、本県の令和3年度の犬の保護・引取り頭数は47都道府県中昇順で21番目、猫の保護・引取り頭数は25番目に位置しています。

62 また、同事務提要から、本県の令和3年度の犬の返還率:30%、犬の譲渡率:4
63 8%、猫の譲渡率:35%は全国平均(犬の返還率:35%、犬の譲渡率:54%、猫の
64 譲渡率:59%)を下回っており、更なる保護・引取り頭数の削減、返還・譲渡の推進
65 が求められます。

67 2 前計画期間中の主な取組

- 68 ○ 公益社団法人滋賀県獣医師会との災害協定の締結(平成27年3月)
- 69 ○ 災害時ペット同行避難ガイドラインの策定(平成28年9月)
- 70 ○ 飼い主のいない猫対策活動補助金の創設(平成30年6月)
- 71 ○ 滋賀県総合防災訓練でのペット同行避難訓練(平成30年9月)
- 72 ○ 商業施設での動物愛護パネル展示を初開催(平成31年1月)
- 73 ○ 哺乳期の子猫のボランティアへの譲渡を開始(令和2年4月)
- 74 ○ 多頭飼育対策事業補助金の創設(令和3年10月)
- 75 ○ 滋賀県多頭飼育問題対策マニュアルの策定(令和4年9月)
- 76 ○ いぬ・ねこ・にんげんしあわせフェスタの開催(令和4年10、11月) など



- 95 第3章 国の動き
- 96 1 動物愛護管理法の主な改正内容（令和元年6月公布、令和2年6月1日施行）
- 97 ○ 第一種動物取扱業*による適正飼養の促進
- 98 ① 登録拒否事由の追加
- 99 ② 環境省令で定める飼養管理基準を具体的に明示(令和3年6月1日施行)
- 100 ③ 犬・猫の販売場所を事業所に限定
- 101 ④ 出生後56日を経過しない犬または猫の販売等を禁止
- 102 （天然記念物として指定された犬(秋田犬、甲斐犬等)は49日）
- 103 ○ マイクロチップ*の装着等(令和4年6月1日施行)
- 104 ① 犬猫の販売業者等にマイクロチップの装着・登録*を義務付け
- 105 ② マイクロチップを装着した犬猫を所有した者に登録や住所等の変更届出を
- 106 義務付け
- 107 ③ 犬猫等販売業者以外の犬猫の所有者にマイクロチップ装着の努力義務化
- 108 ○ 動物の適正飼養のための規制の強化
- 109 ① 適正飼養が困難な場合の繁殖防止の義務化
- 110 ② 都道府県知事による指導、助言、報告聴取、立入検査等を規定
- 111 ③ 特定動物*に関する規制の強化(愛玩目的での飼養禁止、交雑種を規制対
- 112 象に追加)
- 113 ④ 動物虐待に対する罰則の引き上げ
- 114 殺傷:懲役5年、罰金500万円(←懲役2年、罰金200万円)
- 115 虐待・遺棄:懲役1年、罰金100万円(←罰金100万円)
- 116 ⑤ 虐待発見時の獣医師の通報義務化
- 117 ○ 動物の所有者等が遵守すべき責務規定を明確化
- 118 ○ 都道府県等の措置等の拡充
- 119 ① 動物愛護管理センターの業務を規定
- 120 ② 動物愛護管理担当職員の位置付けを明確化
- 121 ③ 所有者不明の犬猫の引取りを拒否できる場合等を規定
- 122
- 123 2 動物愛護管理基本指針の主な改正内容(令和2年4月)
- 124 ○ 犬および猫の殺処分を透明性をもって戦略的に削減
- 125 環境省による殺処分の3分類の特に②の返還および適正な譲渡の促進
- 126 ① 譲渡することが適切ではない(治療の見込みがない病気や攻撃性がある等)
- 127 ② ①以外の処分(譲渡先の確保や適切な飼養管理が困難)
- 128 ③ 引取り後の死亡

- 129 ○ 平時からのペットの災害対策の推進
- 130 ○ 適正飼養の推進による動物の健康および安全確保、マイクロチップの装着等に
- 131 による所有者明示措置*の一層の推進、譲渡の推進
- 132 ○ 普及啓発・様々な団体や機関等との相互理解の醸成
- 133 ○ 周辺的生活環境の保全と動物による危害防止
- 134 ○ 所有者明示措置の推進
- 135
- 136
- 137
- 138
- 139
- 140
- 141
- 142
- 143
- 144
- 145
- 146
- 147
- 148
- 149
- 150
- 151
- 152
- 153
- 154
- 155
- 156
- 157
- 158
- 159
- 160
- 161

162 第4章 施策展開の方向

163 1 計画の重点取組

164 県をはじめとする関係機関および県民が協力して本計画を推進することとし、以
165 下の4点を重点取組として施策を展開していきます。

167 【重点取組1】終生飼養をはじめとした適正飼養の徹底と引取り頭数の減少

168 県民の動物愛護意識を高め、飼い主は動物の習性、適正な取り扱いに関する正
169 しい知識を持つとともに、人と動物との暮らしを守るための責任を自覚し、動物を
170 終生にわたり飼養するよう、市町、動物関係事業者、公益社団法人滋賀県獣医師会
171 会(以下「獣医師会」という。)、一般財団法人滋賀県動物保護管理協会(以下「動
172 物保護管理協会」という。)、動物愛護ボランティアなどと連携し、終生飼養をはじめ
173 とした適正飼養の普及啓発を実施します。

174 特に、市町等福祉関係者、動物取扱業者と連携し、将来を考えた適正飼養や多
175 頭飼育問題*の予防に取り組むとともに、市町と連携し、「滋賀県猫と共に生きるた
176 めのガイドライン」に沿った地域猫活動を推進し、引取り数の削減を図ります。

178 【重点取組2】連携強化による譲渡推進

179 譲渡事業を更に推進するため、動物愛護ボランティアの育成を行い、あまり人慣
180 れしておらず馴化の必要な犬猫の譲渡や哺乳期の子猫の譲渡を強化推進します。

181 また、商業施設等を活用し、保護犬・猫の譲渡について周知するとともに、動物
182 愛護ボランティア等の譲渡活動を把握し、県およびボランティアの譲渡活動が相乗
183 して推進するよう連携を図ります。

185 【重点取組3】動物取扱業者の一層の適正化および飼養管理基準の着実な運用

186 動物取扱業者に対して、「第一種動物取扱業者及び第二種動物取扱業者が取り
187 扱う動物の管理の方法等の基準を定める省令」(令和3年環境省令第7号、以下
188 「飼養管理基準」という。)を遵守し、動物のその習性に応じた適正飼養を行うよう
189 指導します。飼養管理基準を満たさない不適切な状態が放置され、速やかに改善
190 する意思がない場合には、法に基づき厳格に対応します。

191 また、販売時においては、動物の習性や生理を理解した飼養方法等についての
192 説明はもとより、緊急時の預け先や高齢になったペットの飼養など、終生飼養の徹
193 底に向けた説明および助言を行い、販売時説明がより充実するよう指導します。

196 【重点取組4】 災害時のペット対策の充実

197 平時から、飼い主責任を基本とした同行避難や避難先での飼養管理を適切に行
198 うことができるよう体制の整備を推進します。

199 また、同行避難訓練や動物救護活動訓練等を通じて、県と関係機関、団体およ
200 び県民との連携強化を図ります。

201

202 2 計画の数値目標

203 本計画の具体的な目標値として、犬猫の実質的な致死処分ゼロを本計画の終期
204 に達成することを目指します。

205 これまでの統計上、致死処分数には、

206 ・ 治癒の見込みがない病気や攻撃性などの理由で行う致死処分

207 ・ 老衰、病気、負傷等による飼養管理中の死亡

208 が含まれており、これらをゼロにすることは困難です。

209 このため、県の数値目標では、これらを除いた「減らすべき致死処分」をゼロとす
210 ることを目標とし、次の9つの具体的な取組施策を実施します。

211

		令和4年度		令和15年度
犬猫の実質的な 致死処分ゼロ	犬	24頭	⇒	0頭
	猫	113頭	⇒	0頭

212 (犬の内訳:高齢犬5頭、生後間もない子犬19頭)

213 (猫の内訳:生後間もない子猫113頭)

214

215

216

217

218

219

220

221

第5章 具体的な取り組み

滋賀県は、人と動物が豊かに関わる社会(人よし・動物よし・地域よしの三方よしの社会)の実現に向けて、次の9つの施策について各種事業を実施します。

<施策1> 動物の適正飼養の推進

【現状】

1 犬による危害

県では、「狂犬病予防法(昭和25年法律第247号)」および「滋賀県動物の保護および管理に関する条例(平成6年条例第13号)(以下、「条例」という。)」に基づき、犬による人への危害を防止するため、野犬等*の捕獲・保護*を行っています。

県民から寄せられる野犬等の捕獲・保護依頼は、昭和60年度の1,843件をピークに減少してきましたが、平成30年度以降、下げ止まっています。野犬の捕獲頭数についても下げ止まっており、餌やり等の要因により野犬の定着した一部地域での捕獲が継続しています。

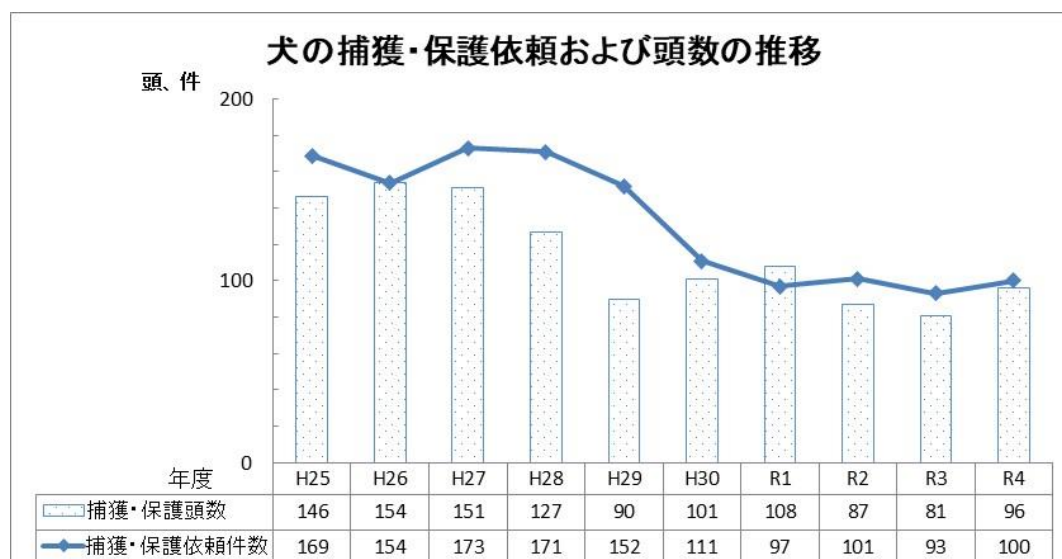


図2 犬の捕獲・保護依頼および捕獲・保護頭数の推移

犬による咬傷事故は、飼い犬によるものが多く、係留している場所が不適切であることや、しつけ不足が主な発生要因となっています。

年間の咬傷事故件数は、この10年間、34件から59件の間で推移しています。

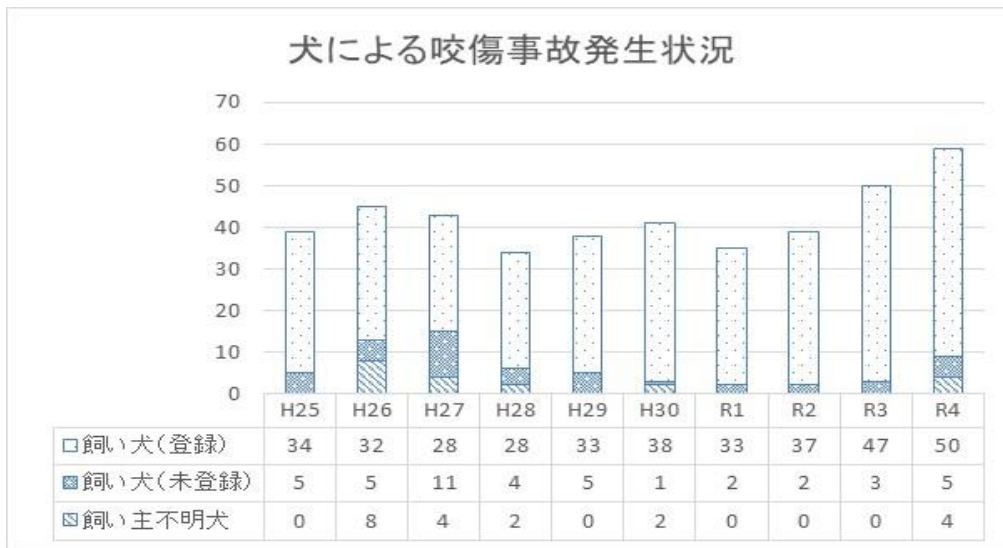


図3 犬による咬傷事故発生状況

表2 咬傷事故の届出状況

区 分	年 度	飼 い 犬				飼い主不明犬		合 計	
		登録犬		未登録犬		H25	R4	H25	R4
		H25	R4	H25	R4				
咬傷事故の件数		34	50	5	5	0	4	39	59
発生場所	犬舎等の周辺	10	10	0	2	—	—	10	12
	公共の場所	23	39	5	3	0	3	28	45
	その他	1	1	0	0	0	1	1	2
発生時における被害者の状況	犬に手を出した	4	4	0	1	0	0	4	5
	けい留しようとした	2	3	1	0	0	1	3	4
	配達・訪問等の際	9	7	1	1	—	—	10	8
	通行中	13	28	1	2	0	3	14	33
	遊戯中	4	1	0	1	0	0	4	2
	その他	2	7	2	0	0	0	4	7
発生時における犬の状況	犬舎等にけい留中	5	4	2	0	—	—	7	4
	けい留して運動中	12	17	0	0	—	—	12	17
	放し飼い	9	10	1	3	—	—	10	13
	野犬(放浪犬)	—	—	—	—	0	2	0	2
	その他	8	19	2	2	0	2	10	23

248

249 2 犬・猫の飼養に係る迷惑苦情

250 犬の放し飼い、鳴き声による騒音、糞の放置など、生活環境被害に関する苦情が、
 251 滋賀県動物保護管理センター(以下、動物保護管理センター)や大津市動物愛護セ
 252 ンター、保健所、市町に寄せられています。

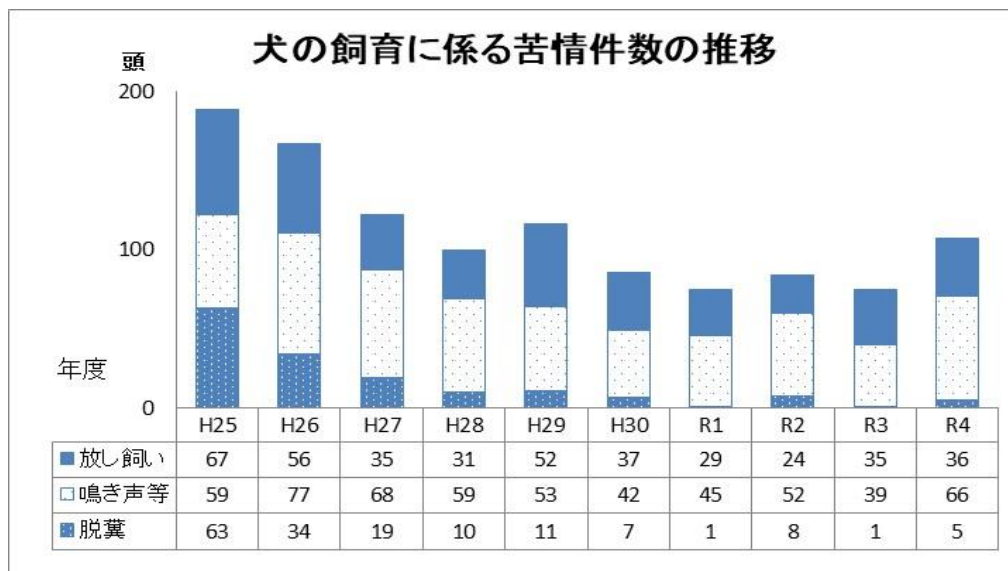


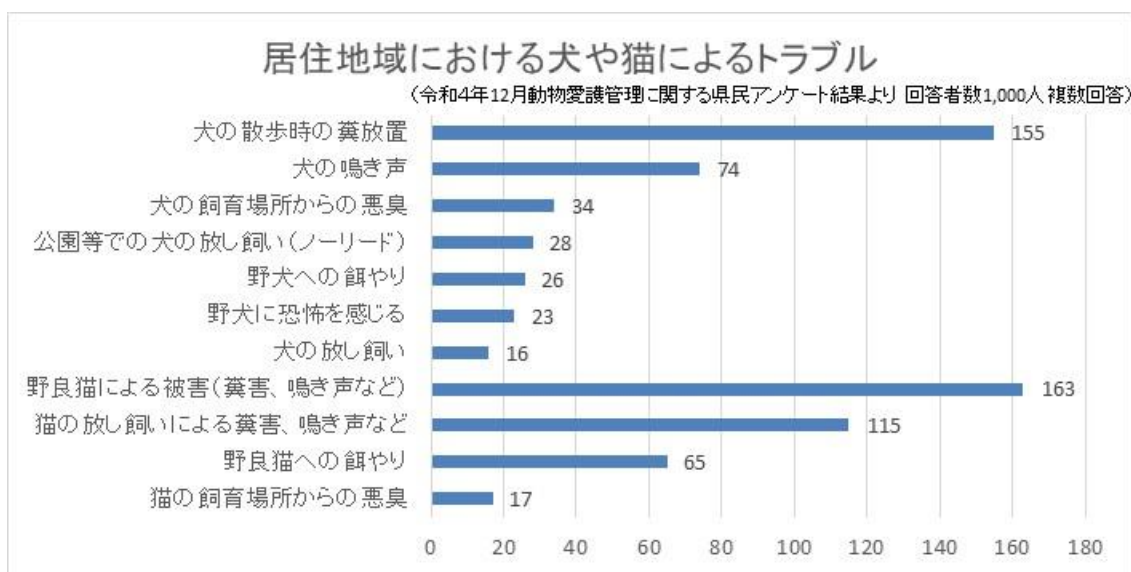
図4 犬の飼育に係る迷惑苦情の推移

253

254

255 猫については、飼い猫の放し飼い、飼い主のいない猫への餌やりや遺棄などに
256 より増加した猫による糞害などの生活環境上の苦情が寄せられています。

257 また、令和4年12月に実施した動物愛護管理に関する県民アンケートでは、県民
258 の約25%が、散歩時の糞放置、鳴き声、悪臭、猫の糞害など生活環境保全上のト
259 ラブルを抱えていることが明らかになっています。こうした問題の多くは、飼い主の
260 動物に関する知識およびマナーが不足していること、動物を命あるものとして、適
261 正に取り扱う法令遵守の意識が不足していること、飼い主と近隣住民のコミュニケ
262 ーションが不足していることが原因と考えられます。



263

264

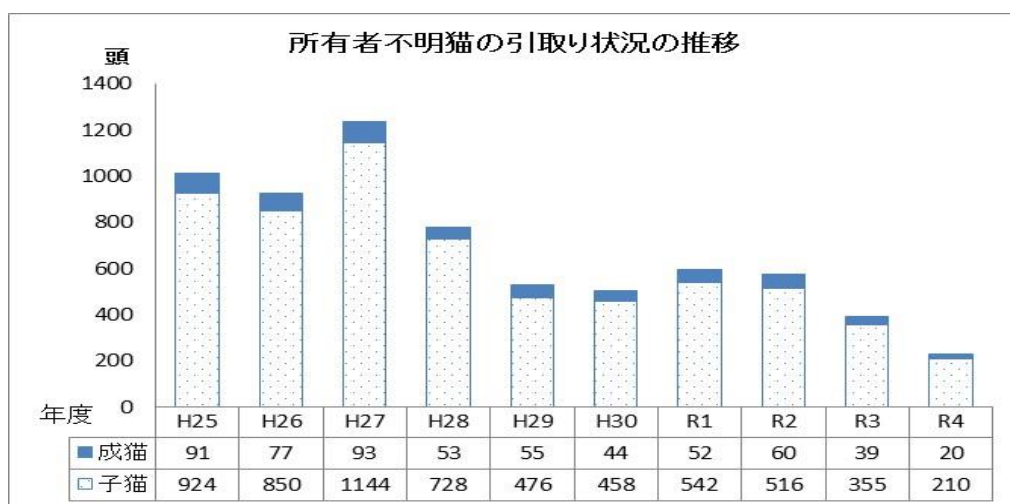
図5 居住地域における犬や猫のトラブル

265 滋賀県では、猫に関わる問題解決に向け、地域を主体として動物保護管理セン
 266 ター、市町、獣医師会および動物愛護推進員*の協働により飼い主のいない猫対
 267 策に取り組むためのガイドラインとして、平成22年に「滋賀県猫と共に生きるため
 268 のガイドライン」を策定し、ガイドラインの趣旨に沿って活動する地域を支援してい
 269 ます。平成30年度からは、地域猫活動の更なる推進のため「飼い主のいない猫対
 270 策にかかる活動補助金」を交付しています。

271 大津市では、平成24年度から大津市地域猫活動支援事業を実施しています。
 272 飼い主のいない猫の削減を目指して、個人やグループによる不妊去勢手術ボラ
 273 ンティア活動が広がりを見せており、一部の市町において、不妊去勢手術を支援す
 274 る取組がはじまっています。

275 これらの取組により、滋賀県での哺乳期や離乳期の子猫の引取り頭数は減少傾
 276 向を見せています。

277



278

279 図6 所有者不明猫の引取り状況の推移

280

281 【猫の引取りについて】

282

283 滋賀県では駆除目的で捕獲された所有者不明猫の引取りは行わない旨を周知して
 284 おり、引取りの対象は、負傷した猫や親猫のいない自活不能な子猫に限っています。引
 285 取りの可否については、動物保護管理センター、保健所および大津市動物愛護センター
 286 が猫を保護した状況等を聞き取りした上で判断しています。

286

287 3 適正飼養の普及啓発

288 滋賀県では、犬・猫の飼い方講習会を開催し、終生飼養をはじめとした適正飼
 289 養、しつけ方、緊急時の備えや動物愛護管理法や狂犬病予防法などの法令遵守事

290 項などを講習しています。大津市においても犬・猫飼い方講習会やしつけ方教室を
291 実施しています。

292 また、住民から、周囲の犬・猫の不適正飼養や飼育放棄(ネグレクト)を疑う相談
293 が寄せられており、現地確認の上、指導・助言を行っています。

294

295 4 多頭飼育問題

296 近年、ブリーダーなど多数の動物飼養施設に限らない、一般の飼い主による多
297 頭飼育問題が全国的に発生していることから、多頭飼育問題を予防または早期発
298 見・対応するため、令和3年10月に多頭飼育対策事業補助金を設立し不妊去勢手
299 術や譲渡のための引取りの助成を開始するとともに、福祉関係者との多機関連携
300 に取り組み、令和4年9月に滋賀県多頭飼育問題対策マニュアルを策定・周知して
301 います。

302 なお、県内一部地域では、福祉関係者、行政関係者、動物愛護ボランティア等に
303 よる会議体が形成され、多頭飼育問題の予防や早期発見に向けた普及啓発活動
304 等を先進的に実施しています。

305

306 5 特定動物の飼養

307 平成6年から、人に危害を加える恐れのあるトラ、クマ、ワニなどの動物(特定動
308 物*)の飼養については、条例に基づき知事の許可が必要となりました。

309 平成17年には動物愛護管理法が改正され、法に基づく特定動物の飼養許可が
310 必要になり、更に令和元年の法改正により、特定動物の飼養が原則禁止され、従来
311 認められてきた愛玩目的での新たな飼養保管が出来なくなりました。

312 滋賀県では、特定動物飼養者が基準を遵守し逸走等の事故を防止するとともに、
313 最後まで動物を適正に管理するよう監視指導を行っています。

314

表3 特定動物飼養保管状況(令和5年3月31日現在)

	動物区分	頭数
飼養保管施設 28施設	テナガザル科、オナガザル科	18
	ネコ科	6
	タカ科	2
	カミツキガメ科(ワニガメ)	8
	ドクトカゲ科	2
	ニシキヘビ科、ボア科	51
	アリゲーター科、クロコダイル科	14
	計	101

315

316 【課題】

317 1 飼い主に対して、動物が命あるものであり、その動物についての正しい知識を持
318 ち、適した飼養保管環境(適切な給餌、給水、健康管理等)を確保するとともに、飼
319 い主として、動物と地域に対して責任を果たすよう、意識を高める必要があります。

320 また、餌やりのみを行う安易な関わり方が、野犬の増加による危害拡大や飼い主
321 のいない猫の増加による生活環境の悪化の要因の一つとなっています。

322 2 飼い犬による咬傷事故の原因を分析し、飼い主に対して再発防止に向けた的確
323 な指導もしくは啓発が必要です。

324 3 飼い主のいない猫について、住民間での相互理解を深め、地域の実情に応じた
325 対応が必要です。

326 4 多頭飼育問題について、環境省が令和元年度に実施した「社会福祉施策と連携
327 した多頭飼育対策推進事業アンケート調査」においてその背景に自立困難や貧困
328 など社会福祉上の課題が認められる傾向が明らかになっており、人の生活支援と
329 動物の適正飼養の問題を分けずに、関係者が連携して対応することが重要である
330 ことから、福祉関係者との連携が必要となっています。

331 5 人への危害防止の観点から、特定動物飼養者に対する法的規制の遵守確認・
332 指導が必要です。

333

334 【具体的事業】

335 1 犬・猫等の適正飼養の推進

336 (1) 適正飼養の啓発

337 ア 飼い主への啓発

338 県は、犬・猫の習性や適正飼養に係る知識の習得のため、動物の飼い方・しつ
339 け方について県民が気軽に学べる機会を提供するとともに、市町、動物取扱業
340 者、獣医師会、動物保護管理協会などの協力を得て、適正な飼養方法を学べる
341 情報を提供します。

342 また、適切に繁殖制限をするとともに、逸走防止措置を取り、終生飼養に適し
343 た飼養保管環境を確保することについて重点的に推進します。

344 イ 多頭飼育者への支援

345 健康上の問題や経済的困窮などにより適正な飼育管理ができなくなることで
346 多頭飼育問題に陥ることを踏まえ、「滋賀県多頭飼育問題対策マニュアル」に基
347 づき、福祉関係者等と連携し、問題の未然防止、早期発見に取り組むとともに、
348 動物愛護ボランティアと連携した不妊去勢手術や引取りに取り組めます。

349 (2)地域問題の解決に向けた啓発

350 鳴き声による騒音、悪臭、散歩時の糞の放置や猫の糞害など、動物の飼養に
351 起因する生活環境問題について、県は市町等関係機関と連携して、住民間での
352 相互理解を深め、地域全体で問題解決が図られるよう、地域講習会の開催や、
353 自治会を通した適正飼養の推進を行います。

354 特に、飼い主のいない猫による生活環境への問題に対応するため、関係団体
355 などの協力を得ながら「滋賀県猫と共に生きるためのガイドライン」に基づく「地域
356 猫の取組」を地域が主体となって推進できるよう支援します。

357 また、野犬や飼い主のいない猫の増加要因の一つとなっている安易な餌やり
358 について、市町等関係機関と連携した地域啓発を行います。

359 これらの普及啓発事業の実施のため、県は市町等関係機関や動物愛護推進
360 員やボランティアなどとの協働体制の仕組みづくりを進めます。

361 【滋賀県猫と共に生きるためのガイドライン】

362 人と猫の共生について、地域全体の合意と協力が得られるよう努め、もって地域の生
363 活環境を良好に保持し、同時に不幸な猫の数を減らす取り組みを支援する。

364 <ガイドラインの趣旨>

- 365 ① 人と猫をお互い命あるものとして、その存在を認め、思いやりを持ちながら
366 共存していくこと
367 ② 地域の問題として、住民が主体的に取り組むもの
368 ③ 猫を邪魔者として排除するためのものではないこと
369 ④ 地域のルール作りに資するためのもの
370

371
372 2 危害発生防止の推進

373 (1)犬による危害発生防止

374 県は、野犬の定着した地域や、新たな捕獲依頼のある地域において、市町、地域
375 住民の協力を得て、野犬の捕獲を行います。また、犬による咬傷事故発生時には、
376 条例に基づき、飼い主に対して、咬傷を起こした犬の獣医師による狂犬病*検診を
377 受けさせるよう指導するとともに、再発防止のための飼養指導を迅速に行います。

378 また、咬傷事故の発生を防止するため、けい留方法、犬のしつけ方などの適正飼
379 養管理を指導・助言するとともに、見知らぬ犬に接する際の注意点など、犬による
380 被害に遭わないための方法などの啓発を行います。

381 (2)特定動物による危害発生防止

382 県は、特定動物飼養者に対して、飼養施設基準を遵守し、逸走防止措置、所有

383 者明示措置、災害時の緊急措置などを適正に実施するよう監視指導を行います。

384

385 <施策2> 動物の終生飼養の推進

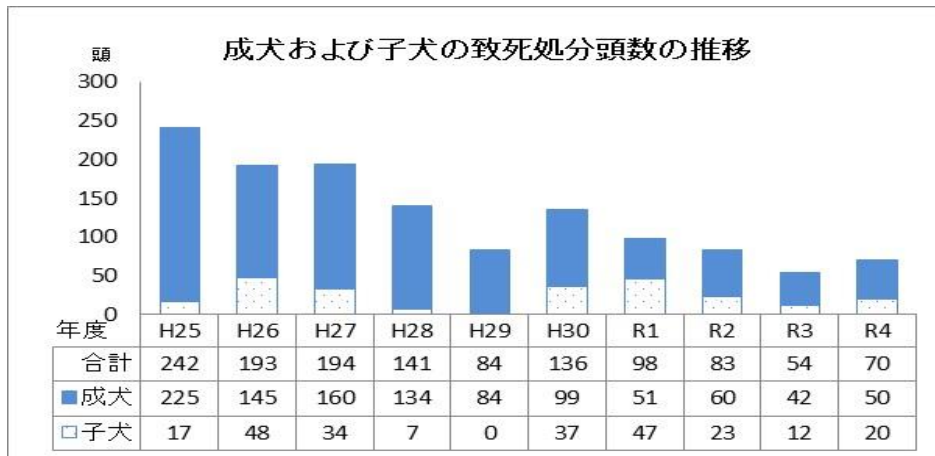
386

387 【現状】

388 1 犬・猫の致死処分

389 動物保護管理センターおよび大津市動物愛護センターは、保護・引取りした犬・
390 猫を飼い主に返還または飼養希望者に譲渡するよう努めており、攻撃性があるな
391 ど譲渡が適切でない場合などに、やむなく致死処分しています。

392 犬の致死処分頭数は、昭和60年度の約12,000頭をピークに年々減少してお
393 り、平成25年度からの10年間で、約3分の1(242頭から70頭)に減少しています。



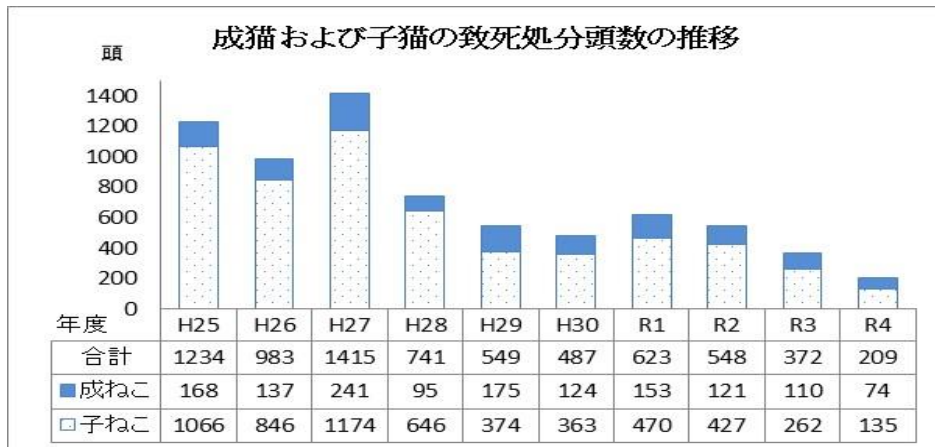
394

395

図7 成犬および子犬の致死処分頭数の推移

396

397 猫の致死処分頭数については、平成元年度の約4,900頭をピークに徐々に減
398 少し、平成25年度以降の10年間で、約6分の1(1,234頭から209頭)に減少して
います。



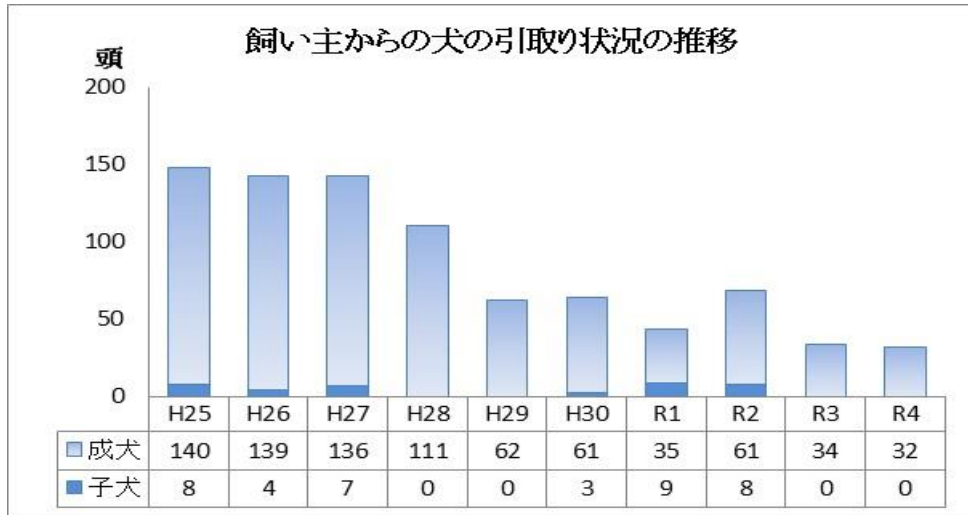
399

400

図8 成猫および子猫の致死処分頭数の推移

401 2 飼い主からの犬の引取り

402 動物保護管理センター、大津市動物愛護センター、保健所で飼い主から引き
 403 取る犬の頭数は、これまで大幅に減少していましたが、平成29年度以降、下げ止
 404 まってきました。犬を手放す主な理由は、「飼い主が入院・入所」「飼い主が高齢・体
 405 調不良で世話ができない」「飼い主が死亡」など、飼い主の体調等に由来する引取
 406 りが半数を占めています。



407

図9 飼い主からの犬の引取り状況の推移

408

409

表4 滋賀県における飼い主からの犬の引取り理由（令和4年度）

理由	引取頭数	割合
飼い主が入院・入所	8	25%
飼い主が高齢・体調不良で世話できない	5	15%
飼い主が死亡	4	13%
犬の攻撃性、咬傷事故	4	13%
転居先で飼育できない	4	13%
犬の治療困難な疾病	3	9%
家族のアレルギー	3	9%
老齢犬の介護負担	1	3%
計	32	

410

411

412 3 飼い主からの猫の引取り

413 飼い主からの猫の引取り頭数については、この10年で約2分の1に減少していま
 414 す。

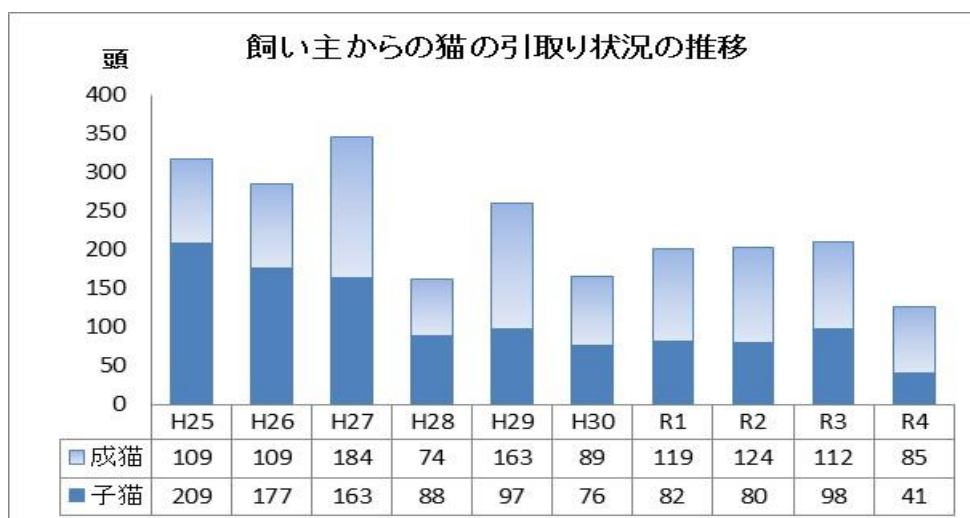


図10 飼い主からの猫の引取り状況の推移

415
416
417
418
419
420
421
422
423
424

犬の引取り理由とは異なり、猫の引取りの約3分の1は「子猫が生まれた」ことを理由としており、依然として不妊去勢手術の普及が進んでいないことが示唆されます。

その他の引取り理由としては、犬の場合と同様に、「飼い主が入院・入所」「飼い主が高齢・体調不良で世話ができない」「飼い主が死亡」など、飼い主の体調等に由来するものが多く、全体の約3分の1を占めています。

表5 滋賀県における飼い主からの猫の引取り理由（令和4年度）

理由	引取頭数	割合
子猫が生まれた	44	35%
飼い主が入院・入所	32	25%
福祉部局からの相談、生活環境悪化	17	13%
飼い主が高齢・体調不良で世話できない	8	6%
飼育費用の負担	6	5%
鳴き声や臭気などの苦情	6	5%
飼い主が死亡	5	4%
転居先で飼育できない	5	4%
家族のアレルギー	1	1%
高齢猫の介護負担	1	1%
猫が慣れない	1	1%
計	126	

425

426 なお、猫の引取り頭数の約4割～6割が10頭以上の飼い主からの引取りです。

427 表6 滋賀県における10頭以上の飼い主からの猫の引取り状況

年度	飼い主からの猫引取総数	うち10頭以上の飼い主からの猫引取頭数	10頭以上の飼い主の割合
R1	201	80	40%
R2	204	136	67%
R3	210	71	34%
R4	126	54	43%

428

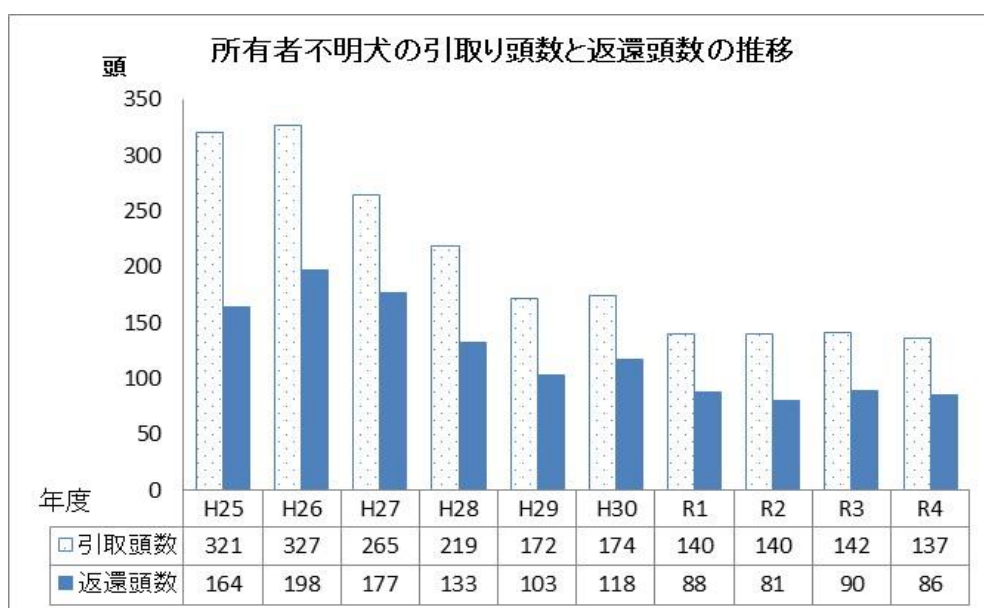
429

430 4 所有者不明犬の引取り

431 所有者不明犬の引取頭数および返還頭数はここ数年横ばい状態となっており、
432 依然として迷い犬(逸走した犬)が減少していません。

433 所有者不明犬の引取頭数はここ数年横ばい状態で、一定数の迷い犬があり、マ
434 イクロチップ、迷子札などの所有者明示措置の普及が進んでいないこと、鑑札の装
435 着義務が順守されていないことが示唆されます。また、所有者不明犬の約4割は飼
436 い主に返還できておらず、遺棄を疑う事例も少なくありません。

437 なお、マイクロチップについては、令和4年6月から犬猫ブリーダーやペットショッ
438 プといった犬猫販売業者での犬猫への装着・登録が義務化されており、購入者は
439 新たな飼い主情報に変更登録する必要があります。犬猫販売業者以外の飼い主
440 については、犬猫へのマイクロチップ装着が努力義務となっており、装着した場合
441 には、飼い主情報の新規登録が必要となります。



442

図11 所有者不明犬の引取り頭数と返還頭数の推移

443 **【課題】**

- 444 1 飼い主に、動物の命を預かる者としての自覚と責任をより積極的に促すことが必
445 要です。
- 446 2 飼い主からの引取り頭数は減少しているものの、体調や年齢などに由来する引
447 取りの割合が大きいいため、預け先などの備えの啓発が必要です。
- 448 3 動物が無計画に繁殖しないための制限措置(不妊去勢手術等)への積極的な広
449 報が必要です。
- 450 4 動物販売業者が、販売時に購入者に対して、終生飼養が確実に行われるよう、
451 その動物の飼養方法や飼い主の責任と義務についての十分な説明を行うことが求
452 められます。
- 453 5 動物の所有者を明示することの意義および必要性について理解を深め、マイク
454 ロチップの装着された犬猫を所有した際の変更登録が着実に実施されるとともに、
455 すべての犬猫においてマイクロチップ、鑑札、迷子札などの装着率を高めることが
456 必要です。
- 457 なお、所有者不明犬の一定数を猟犬と思われる犬が占めており、使役犬への所
458 有者明示措置の普及が必要です。
- 459 6 所有者不明犬・猫の中には、遺棄を疑う事例も確認されており、動物の遺棄防
460 止に向けての啓発や警察等関係機関との連携強化が必要です。

461

462 **【具体的事業】**

463 1 終生飼養の普及啓発

464 飼い主に対して安易な飼養を抑制するとともに、動物の習性等を理解し、愛情を
465 持って終生飼養することについて、また、エンディングノートへの緊急時の預け先の
466 記載など安心して飼養するための備えについて、市町、動物取扱業者、獣医師会、
467 福祉関係者などと連携して普及啓発します。

468 動物取扱業者については、動物関連事業者パートナーシップ制度(施策4後述)
469 を構築し、事業者による終生飼養の普及啓発に向けた自主的な取り組みを推進し
470 ます。

471 また、終生飼養に向けた関係機関の取組を把握し、それら取組の共有・発信に努
472 めます。

473

474 2 動物の遺棄防止の推進

475 動物の遺棄が動物愛護管理法において禁じられており違反すると懲役や罰金に
476 処せられるだけではなく、動物にとっても不幸な結果を生むことを様々な機会をと

477 らえて周知します。

478 また、事案によっては警察との連携による対策に努めます。

479

480 3 マイクロチップ、鑑札、名札等、所有者明示措置の推進

481 マイクロチップの装着、登録による所有者明示を推進するとともに、引き続き、従
482 来の鑑札・注射済票や連絡先の書かれた名札の装着について啓発します。

483 なお、猟犬へのマイクロチップの装着、登録について、関係部局と連携し、狩猟登
484 録等の機会に合わせて啓発を行います。

485 また、県は市町とともに獣医師会の協力のもと、広報媒体などを活用した所有者
486 明示推進キャンペーンを行います。

487

488 4 不妊去勢措置の啓発の推進

489 動物の飼い主の最も身近な相談者である開業獣医師や動物取扱業者の協力の
490 もと、犬・猫の健康管理および無計画な繁殖を防止するための適切な不妊去勢措
491 置を講じるよう積極的に啓発を実施します。

492

493 5 飼えなくなった動物の新しい飼い主を探す仕組みの利用推進

494 飼い主が終生飼養出来なくなった時に自分の責任で新たな飼い主を探すことが
495 できるよう、動物保護管理協会が運営する「わんにゃん掲示板」等の利用を推進し
496 ます。

497

498 <施策3> 狂犬病予防の推進

499

500 【現状】

501 1 犬の登録・狂犬病予防注射

502 生後90日を超えた犬は、狂犬病予防法の規定に基づき、登録と毎年1回の狂犬
503 病予防注射の接種が義務付けられています。県内各市町における犬の登録頭数
504 は平成25年度の82,662頭から平成30年度には73,947頭まで減少し、その後
505 77,851頭まで増加しています(平成25年度比5.8%減)。

506 過去10年間の登録犬の狂犬病予防注射接種率の推移は、減少傾向にあり、69.
507 8%から67.9%へとやや減少しています。

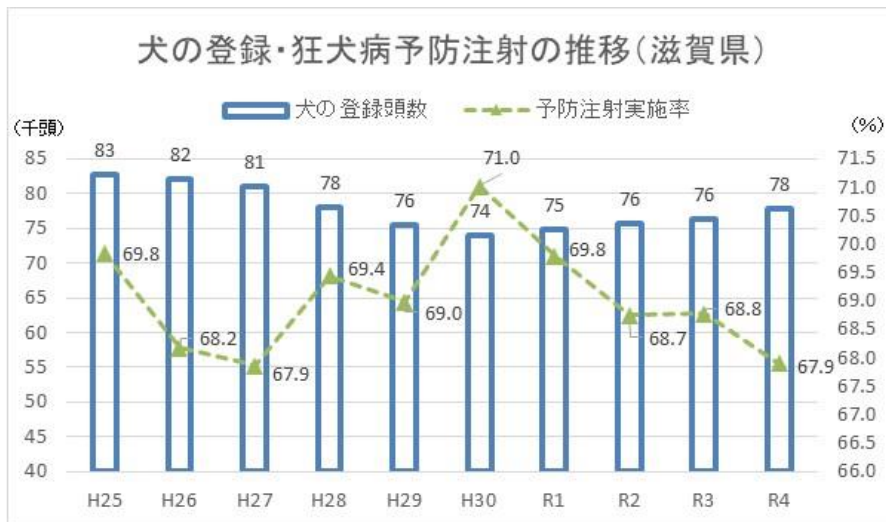


図 12 滋賀県における犬の登録・狂犬病予防注射の推移

508

509

510 2 犬での狂犬病発生への対策

511 犬が人を咬んだとき、県は犬の飼い主に対して、当該犬の狂犬病の検診、保健
512 所長への届出および再発防止のための指導を行っています。

513 県では、狂犬病の発生に備えて平成18年8月に、「狂犬病発生時対応マニュアル」
514 を作成し、関係機関および関係団体と合同で、県内での狂犬病発生を想定した
515 演習を実施しました。

516 狂犬病はすべての哺乳類に感染することが知られており、日本、英国、オースト
517 ラリア、ニュージーランドなどの一部の国々を除いて全世界に分布しており、狂犬病
518 の侵入リスクにさらされています。

519 狂犬病発生の疑いがある場合の対応については、本県マニュアルの他、厚生労
520 働省が「狂犬病対応ガイドライン2001」「狂犬病対応ガイドライン2013」をとりまと
521 めており、発生時における迅速な対応ができるよう努めています。

522

523 【課題】

524 1 世界保健機関(WHO)は狂犬病が侵入した際に蔓延を防止するために犬の7割
525 での予防注射の維持を提唱してきましたが、本県における登録した犬の予防注射
526 実施率は67.9%に低下しています。

527 国内での感染による狂犬病の発生は、1958年以降、人間にも動物にも認めら
528 れておらず、犬の登録と狂犬病予防注射の実施の必要性の理解が低下しています。

529 そのため必要性について正しい理解を深め、登録と狂犬病予防注射の徹底が必
530 要です。特に予防接種時には、登録済みの犬へ確実に接種ができるよう、獣医師
531 会と市町が連携して、登録確認の徹底が必要です。

532 2 狂犬病への理解が低下していることが危惧されることから、狂犬病発生時に適
533 切かつ迅速に対応できるよう、発生時の対応に関する検証・確認と関係者の意識
534 の高揚が必要です。

535

536 【具体的事業】

537 1 犬の登録・狂犬病予防注射

538 県は、犬の登録・狂犬病予防注射の事務を行う市町とともに、獣医師会や動物
539 関連事業者の協力のもと、飼い主に対して犬の登録・狂犬病予防注射の必要性和
540 その実施について広報を行います。

541

542 2 狂犬病発生時対策

543 狂犬病の発生に備えて、市町および獣医師会と連携して、「狂犬病発生時対応マ
544 ニュアル」に基づいた研修および訓練を実施するとともに、マニュアルを見直し、整
545 備に努めます。

546

547 <施策4> 動物取扱業の適正化

548

549 【現状】

550 1 動物取扱業の登録

551 平成6年3月に制定された条例には、動物取扱業者の届出制度が導入され、県
552 内の事業者の把握が出来るようになりました。

553 平成17年に動物愛護管理法が改正され、動物取扱業は登録制になり、動物取
554 扱責任者*の設置が義務付けられています。平成25年の改正で犬猫等販売業者
555 への追加規制や販売時説明の強化など種々の規制強化が行われ、動物取扱業は
556 第一種動物取扱業と第二種動物取扱業に区分されました。

557 その後、令和元年の改正で、動物取扱業者が遵守する飼養管理基準の明確化、
558 動物取扱責任者要件の適正化、マイクロチップ装着・登録の義務化などが行われ
559 ており、重点的に監視指導を実施しています。

560 第一種動物取扱業の登録件数は年々増加しており、令和4年度末時点で、販売
561 業267件、保管業330件、貸出し業8件、訓練業42件、展示業39件、譲受飼養業
562 2件の計688件の登録がされています。

563

表7 第一種動物取扱業登録状況（令和5年3月31日時点）

年度	施設数	販売	保管	貸出し	訓練	展示	譲受飼養	登録計	監視件数
R4	569	267	330	8	42	39	2	688	166

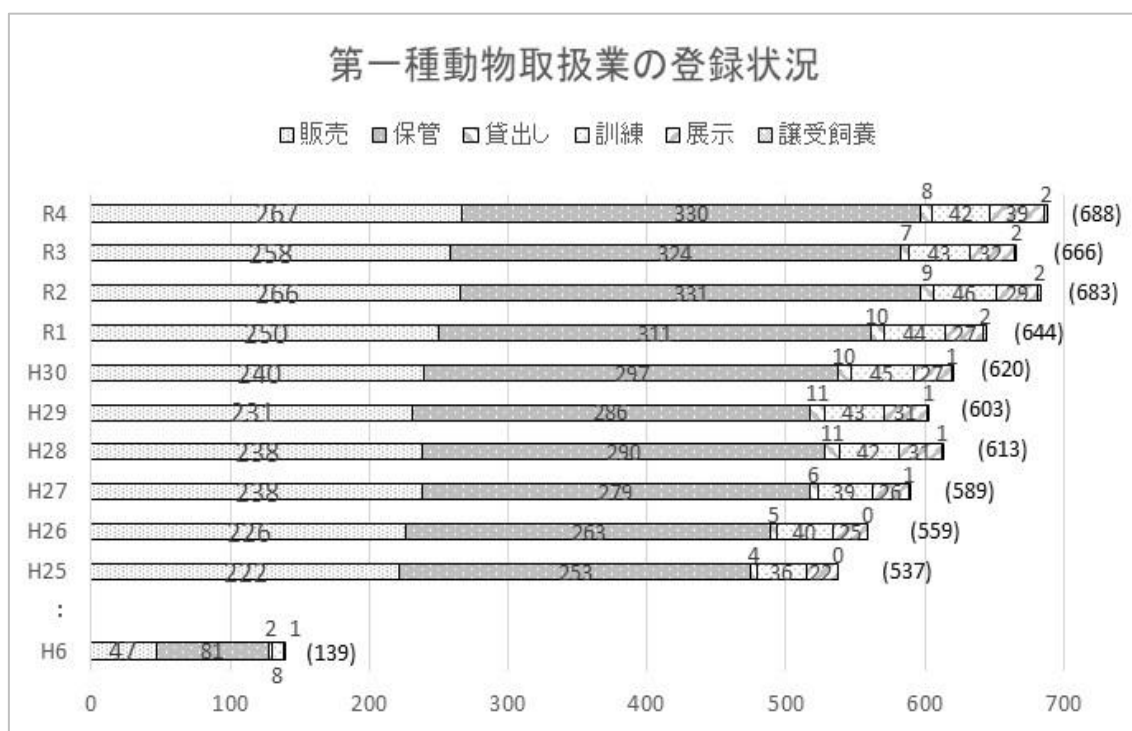
564

565 また、非営利で行う第二種動物取扱業の届出件数は、令和4年度末時点で、譲
 566 渡し業20件、保管業9件、貸出し業1件、展示業10件の計40件となっています。

567 表8 第二種動物取扱業届出状況（令和5年3月31日時点）

年度	施設数	譲渡し	保管	貸出し	訓練	展示	業種計	監視件数
R4	30	20	9	1	0	10	40	7

568
 569 なお、飼養管理基準について、令和3年度に、犬および猫の適正な飼養管理基
 570 準が具体化されましたが、現在、国において、犬猫以外の哺乳類、爬虫類の基準の
 571 検討が進められており、今後、鳥類に関する基準の検討も予定されています。



572
 573 図13 第一種動物取扱業の登録状況の推移

574
 575 2 動物取扱責任者研修会の開催

576 県内の動物取扱業登録施設には、約570名の動物取扱責任者が選任、配置さ
 577 れており、平成18年度以降、動物取扱業登録業者の動物取扱責任者に対して、動
 578 物愛護管理法に基づく研修会等を実施しています。

579
 580 【課題】

- 581 1 第一種動物取扱業者および第二種動物取扱業者における飼養管理基準につい
 582 て、きめ細やかな指導と遵守状況の定期的な確認が必要です。
 583 2 動物の適正な飼養を社会全体として確保していくため、動物取扱業者が、動物

584 の取扱いのプロとして、法令遵守、飼養管理の向上、販売時説明などの社会的な
585 責任果たすとともに、適正飼養の普及に向けた取り組みを推進する役割を担うこと
586 が求められています。

587

588 【具体的事業】

589 1 動物取扱施設に対する監視指導の実施

590 販売業登録業者および展示業登録業者では、その業の特性上、多くの動物を飼
591 養管理するケースが多く、また、一般の人へ模範的な飼養の見本となる施設である
592 べきことから、県は、法令の遵守と動物の習性や生理に沿った適正な飼養管理が
593 行われるよう定期的な立ち入り検査等を実施し飼養管理基準に基づき指導します。

594 また、無登録業者を発見したときは動物愛護管理法に基づき厳正に対処します。

595 なお、狂犬病予防法に基づく犬の登録や狂犬病予防注射の実施について確認
596 できない場合には、市町に連絡を行い、市町と協力し法令遵守について指導します。

597

598 2 動物取扱業者の資質向上

599 事業所ごとに設置されている動物取扱責任者に対し、関係法令の遵守や動物由
600 来感染症*に関する知識の修得のための研修会を、動物愛護管理法に基づき開催
601 します。

602 多くの飼養動物は、動物販売業者から購入されていることから、県は、購入者に
603 対し販売時に直接その動物を確認させるとともに動物の習性や生理を理解した飼
604 養方法等について説明が充実するよう指導を徹底します。

605 また、飼養管理基準などの法令を遵守するとともに、終生飼養が確実に
606 行われるよう緊急時の預け先の説明や飼育相談に応じるなど自主的な適正飼養普及啓発
607 が行われるよう、動物関連事業者パートナーシップ制度を創設します。

608

609 <施策5> 動物の返還・譲渡の推進

610

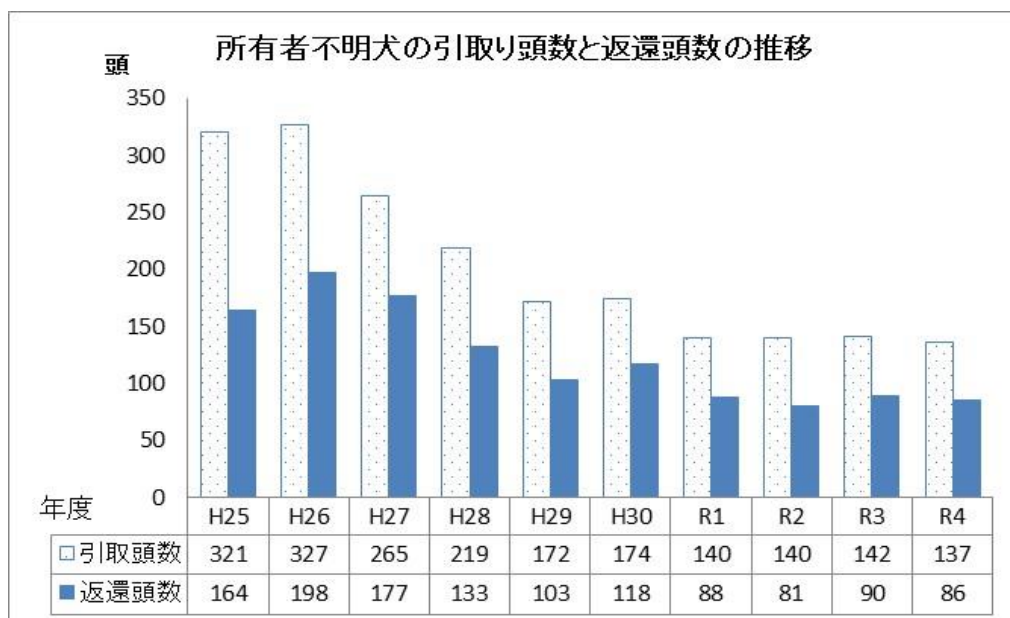
611 【現状】

612 1 犬の返還

613 動物保護管理センターが保護した迷い犬の情報は、保護地域の市町において4
614 日間の公示をするとともに、動物保護管理センターおよび大津市動物愛護センター
615 のホームページへの掲載や保護地域での保護情報の発信を行い、警察や市町か
616 ら逸走した犬の情報を把握して、飼い主への返還に努めています。

617 なお、マイクロチップによる返還を促進するため、これまでからマイクロチップリ

618 ーダーを配備していた動物保護管理センターおよび大津市動物愛護センターに加
 619 えて、平成30年度には県内全保健所への配備を行いました。また、平成28年度に
 620 は、獣医師会から県内全市町へマイクロチップリーダーが配布されました。
 621



【再掲】図 11 所有者不明犬の引取り頭数と返還頭数の推移

622
 623
 624

2 犬・猫の譲渡

(1) 県での譲渡事業

627 県では、それぞれの環境に適した犬猫を譲り渡すこと、および安易な飼養を防ぐ
 628 ことで終生飼養につなげるため、従来行っていた「譲渡会」を廃止し、平成24年度
 629 からは「事前登録制」に移行しています。譲渡頭数は保護・引取り頭数に応じて増
 630 減しますが、年間110頭前後の犬および年間300頭前後の猫を新しい飼い主へ譲
 631 渡しています。

632 大津市では、平成21年9月から犬猫の飼い方講習会を実施し、受講後に譲渡の
 633 登録を受け、希望に合致し飼養に適した犬猫を譲渡する、事前登録制の譲渡事業
 634 を実施しています。

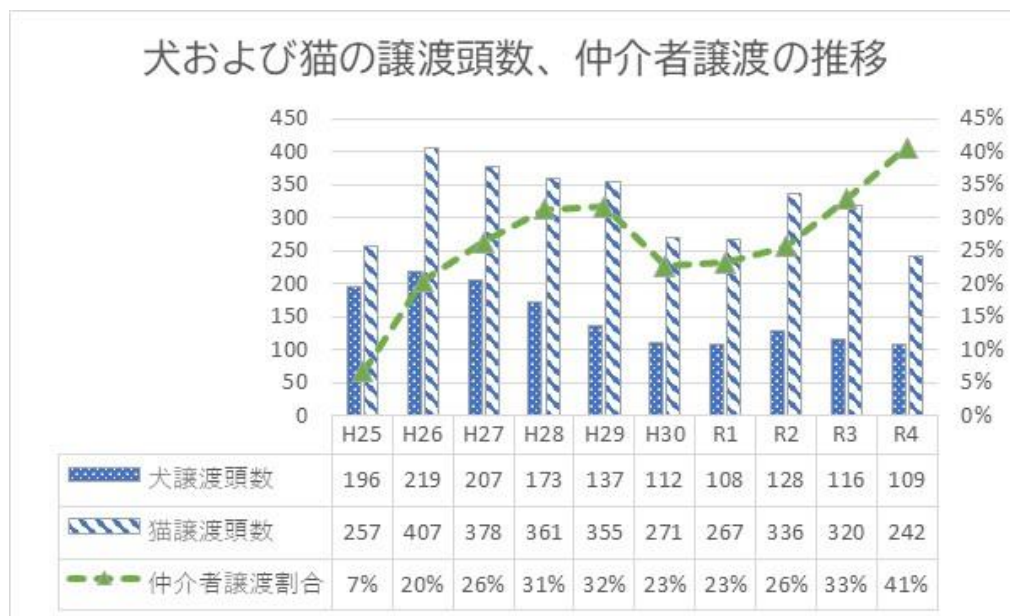
(2) 動物愛護ボランティアや獣医師会などとの連携

636 幼若、高齢、人慣れしていないなど馴化や慎重な譲渡先の選定が必要な犬や猫
 637 の譲渡を推進するため、平成23年度から、新たな飼い主への仲介を行うボランテ
 638 ィアへの仲介者譲渡に取り組み、また、令和2年度からは、その制度の中で、哺乳
 639 期の子猫のミルクボランティアを試行しています。

640 また、動物保護管理センターでの負傷等治療対応が困難な犬や猫について、譲

641 渡の機会を拡大するため、平成25年度から獣医師会開業獣医師の診断・治療協
 642 力のもと、譲渡の推進に取り組んでいます。

643



644

図 14 犬および猫の譲渡頭数、仲介者譲渡の推移

645

646

647 **【課題】**

648 1 県では、保護・引取り猫の約6割が離乳前の自活不能な子猫となっており、ミルクボランティアの試行を開始しておりますが、哺乳期の子猫の頭数からすると譲渡
 649 数が少なく、その改善策が必要です。ミルクボランティアの拡大に向けて、経費負
 650 担、体調管理、搬送距離・時間などの課題に対する検討が必要です。

652 2 犬の譲渡では、子犬や小型犬に対して保護・引取り頭数を大きく上回る譲受け
 653 希望が寄せられていますが、中型犬や大型犬への希望は少なく、希望者を待つ必
 654 要があります。

655 3 犬猫がいなくなったときに、飼い主が容易に情報収集できるよう、関係機関によ
 656 る情報の共有化と飼い主に対する情報発信が必要です。

657 4 令和4年12月に実施した動物愛護管理に関する県民アンケート結果では、マイ
 658 クロチップを装着している犬の飼い主は23.3%、猫の飼い主は9.1%となってお
 659 り、更なる普及拡大が必要です。

660 5 動物保護管理センターおよび大津市動物愛護センターの知名度が低く、逸走し
 661 た場合の連絡先など、対処法を知らない飼い主が多いことが、迷い犬が返還でき
 662 ない要因の一つとなっています。

663

664 【具体的事業】

665 1 飼い主への返還の推進

666 保護した迷い犬・猫は、市町や警察との情報交換を密にし、マイクロチップを確
667 認するとともに、インターネット等を利用して保護情報を発信する等、飼い主への返
668 還に努めます。

669

670 2 譲渡事業の推進

671 保護・引き取りした犬・猫は、個別に適正な飼養管理を行うとともに、環境省が作
672 成した「譲渡支援のためのガイドライン」を参考に、関係団体やボランティア等との
673 連携を図り、ミルクボランティアを拡大するなど、新たな飼い主への譲渡を推進しま
674 す。また、譲渡前講習会を開催し、事前登録することにより、希望を確認し、終生飼
675 養を条件に譲渡を推進します。また、譲渡の可能性のある犬・猫については期限を
676 定めず飼養し、譲渡の機会を拡大します。

677 また、動物愛護ボランティアが行う譲渡活動を把握し、相互に幅広く譲渡情報を
678 発信するなど、譲渡機会の拡大に努めます。

679

680 3 動物保護管理センターの知名度向上に向けた取組みの推進

681 県は、動物保護管理センターの知名度向上に向けて、同センターを活用した動
682 物愛護事業を実施するなど、センター発信の事業を拡大するとともに、マスメディア
683 などの活用により、当該事業や犬・猫が逸走した場合の連絡先の周知や譲渡事業
684 の広報に努めます。

685

686 <施策6> 動物愛護の普及啓発

687

688 【現状】

689 1 動物愛護の普及啓発事業

690 動物保護管理センターでは、施設の見学や犬のしつけなどを体験し、動物への
691 理解を深めてもらうため、動物愛護学習や夏休み体験学習を実施しています。

692 なお、大津市動物愛護センターでは、近隣小学校の地域学習との連携や親子講
693 座を実施しています。

694 また、動物保護管理センターでは、引き取った猫を飼養し、屋内飼養の啓発を行
695 うとともに、来場者がふれあうことで、命の温かみを感じられるようにしています。

696

697

698 2 多頭飼育問題の予防啓発

699 多頭飼育問題は誰にでも起こりうる身近な問題であることから、県では、福祉関
700 係者等と連携し、「滋賀県多頭飼育問題対策マニュアル」に基づき、予防啓発を行
701 っています。

702

703 3 動物愛護週間事業等

704 県では、9月20日～26日の動物愛護週間などの機会を捉えて、「チャリティーJ
705 AZZコンサート」や「いぬ・ねこ・にんげんしあわせフェスタ」を開催しています。大
706 津市動物愛護センターにおいても「ペットのつどい」を開催しています。

707 また、動物保護管理協会が動物愛護週間に開催する「しが動物愛護のつどい」に
708 協力しています。

709

710 【課題】

711 1 動物愛護の普及啓発をさらに推進するため、関係機関、関係団体およびボラン
712 ティアとの連携した発信力の強化が必要です。

713 2 動物の愛護意識を養うためには、子どもたちが命の大切さを実感することや適
714 正飼養の経験が重要なことから、教育機関との連携した将来を担う子どもへの啓
715 発が必要です。

716 3 動物に関する正しい知識を深めるため、各種の情報を提供する必要があります。

717 4 多頭飼育問題への理解を広め、問題に陥らないための適正な飼養方法を普及
718 する必要があります。

719

720 【具体的事業】

721 1 動物愛護普及啓発事業の効果的な実施

722 県は、動物関係機関・団体等と協力し、愛護と適正な飼養についての関心と理解
723 をより深めるため、動物愛護週間などの機会を捉えたワークショップやパネル展示
724 などを開催するとともに定期的に講習会を開催するなど効果的な普及啓発を行
725 います。

726

727 2 教育機関等との連携

728 教育機関等との連携を図り、保育所、幼稚園、小学校など、成長期に応じた動物
729 への接し方や動物を慈しむ心を育てるための事業を実施します。

730 また、学校で飼養される動物が適正に取り扱われるよう、獣医師会等関係団体と
731 連携し、普及啓発します。

732 3 動物関連事業者との連携

733 ペットショップ、ブリーダー、ペットトリミング、ペットホテル、ペットフード販売店な
734 ど動物関連事業者との連携を推進するためパートナーシップ制度を構築し、動物
735 の生態、飼養方法、関係法令などの動物に関する情報を関連事業者の店頭、ホーム
736 ムページや広報誌など、様々な方法で積極的に提供します。

737

738 4 多頭飼育問題予防啓発

739 多頭飼育問題のリスクは普遍的であり、誰しものが当事者となり得ることについて
740 周知するとともに、適正な飼養方法への理解を深め、多頭飼育問題を予防または
741 早期に発見できるよう、福祉関係者等と連携した普及啓発に取り組みます。

742

743 <施策7> 実験動物および産業動物の適正飼養の推進

744

745 【現状】

746 実験動物については、環境省においてパンフレットを作成し「3R(苦痛の軽減:
747 Refinement、使用数の削減:Reduction、代替法の活用:Replacement)の
748 原則*」や「実験動物の飼養及び保管並びに苦痛の軽減に関する基準」の周知を行
749 っているところです。

750 これを受け、文部科学省、厚生労働省、農林水産省では、統一的な基本指針を
751 策定し、所管する研究機関等で適正な対応を行っています。

752 県内の地方衛生研究所においても、「実験動物の飼養及び保管並びに苦痛の軽
753 減に関する基準」に基づき適切な対応を行っています。

754 また、現在、国が実験動物の適正な取扱いの推進に向けた検討に着手しており、
755 令和6年度を目途に、更なる適正化に向けた施策の検討が予定されています。

756 牛、豚、鶏などの産業動物の飼養については、令和5年7月に農林水産省により
757 「アニマルウェルフェア*に関する飼養管理指針」が示されており、関係部局におい
758 て周知と普及が行われています。

759

760 【課題】

761 動物愛護管理の観点からの適正な飼養管理の指導に当たり、関係機関との連
762 携した実態把握が必要です。

763

764 【具体的事業】

765 実験動物飼養施設への「苦痛の軽減、使用数の制限、代替法の活用(3Rの原

766 則)」の普及を促進し、「実験動物の飼養及び保管並びに苦痛の軽減に関する基準」
767 に沿った自主管理の実態把握に努めます。

768 また、産業動物飼養施設へ「産業動物の飼養及び保管に関する基準」および「ア
769 ニマルウェルフェアに関する飼養管理指針」を広く普及・定着させるため、畜産部局
770 と連携してまいります。

771

772

773 <施策8> 災害時等の体制整備

774

775 【現状】

776 県および市町の防災計画や国民保護計画の中に、動物愛護に配慮した内容が
777 盛り込まれています。

778 また、平成27年3月に獣医師会と「災害時における被災動物救護活動に関する
779 協定」を締結し、平成28年9月に「災害時ペット同行避難ガイドライン」を策定し、市
780 町等関係機関と連携して、同行避難の普及啓発に取り組んでいます。

781

782 【課題】

783 1 災害時には、県および大津市で許可を取得している特定動物の飼養状況を確認
784 するとともに、逃げ出した飼養動物による人への危害を防止し、また被災したペット
785 動物の一時的な保護などを行うことができる施設や体制の充実が必要です。

786 2 災害時には放浪する犬猫の保護が急増し、負傷動物*の治療や飼養管理業務
787 が急増することが考えられることから、獣医師会や関係団体との連携が必要です。

788 3 災害時に飼い主とペットの安全を確保するため、在宅避難への備え、同行避難
789 への備え、しつけや健康管理、預け先の確保など、平時から飼い主とペットの備え
790 が必要です。

791 4 阪神大震災、東日本大震災や熊本地震における記録では、被災動物同行の避
792 難者が避難所に滞在するにあたり、ルール作り等が必要であったと問題提起され
793 ています。「災害時ペット同行避難ガイドライン」に基づき、平常時より、飼い主責任
794 を基本とした同行避難および避難時の被災動物の飼養管理方法や衛生確保対策
795 など避難所ルールの検討が必要です。

796 また、原子力災害により避難を行う場合は、原則バスに乗車する必要があるため、
797 バス乗車時のルールの周知が必要です。

798

799

800 【具体的事業】

801 1 動物による危害防止

802 災害時における動物による人への危害を防止するために、特定動物飼養者や動
803 物取扱業者など、多数の動物を飼養する者に対し、日頃からの飼養管理の徹底と
804 逸走時の対応について指導します。

805 また、災害発生時に備え、一時保管施設の確保に努め、発生時には、特定動物
806 の飼養状況を直ちに確認し、徘徊動物による人への危害を防止するための対策を
807 講じます。

808 2 災害発生時の動物救護体制

809 県は、獣医師会と締結した災害協定に基づく対応をスムーズに行えるよう、机上
810 訓練の実施などにより連携強化を図ります。

811 地域において、県・市町・関係団体・ボランティア等が連携して動物を救護するた
812 めのネットワークをつくります。

813 3 同行避難に関するガイドラインの普及啓発

814 災害時ペット同行避難ガイドラインの見直しや充実に努めるとともに、市町や自
815 治会で開催される防災訓練でのペット防災対策講習会の開催など、市町、動物取
816 扱業者、関係団体等と連携したガイドラインの周知および普及を行い、平常時から
817 の備えや被災状況に応じた避難行動、また避難所での管理方法について啓発を行
818 います。

819 また、商業施設等を活用し、災害時の同行避難の必要性やそのための備えにつ
820 いて周知・理解促進を図ります。

821

822 <施策9> 関係者間の協力体制の構築

823

824 【現状】

825 滋賀県における動物愛護管理業務は次の体制、役割分担で行っています。

滋賀県動物保 護管理センタ ー	<ul style="list-style-type: none">・ 犬の捕獲・保護、犬および猫の引取り、返還、譲渡・ 動物取扱業の登録・届出、監視指導・ 特定動物の飼養保管許可、監視指導・ 動物の適正飼養指導、動物愛護普及啓発・ 遺棄、虐待事例での警察との連携 など
滋賀県保健所	<ul style="list-style-type: none">・ 狂犬病発生時対応・ 犬および猫の引取り

	<ul style="list-style-type: none"> ・ 咬傷事故発生時の一次対応、検診指導、届出受理 など
滋賀県健康医療福祉部生活衛生課	<ul style="list-style-type: none"> ・ 狂犬病発生時に備えた体制整備 ・ 災害時に備えた協定、一時保管施設の確保、普及啓発 ・ 動物愛護普及啓発 など
市町	<ul style="list-style-type: none"> ・ 犬の登録、狂犬病予防注射 ・ 所有者不明犬の引取りへの協力 ・ 動物の適正飼養の普及啓発 ・ 動物飼養に係る住民苦情対応 ・ 多頭飼育問題対策における福祉支援 ・ 災害時の避難所設置、運営 など
大津市健康保険部保健所動物愛護センター	<ul style="list-style-type: none"> ・ 犬の登録、狂犬病予防注射 ・ 犬の捕獲・保護、返還、犬及び猫の引取り、返還、譲渡 ・ 動物取扱業の登録・届出、監視指導 ・ 特定動物の飼養保管許可、監視指導 など
動物愛護推進員	<ul style="list-style-type: none"> ・ 適正飼養の普及啓発 ・ 飼い方の相談、助言 ・ 譲渡事業への協力 ・ 災害時対応への協力 ・ 施策への協力 など
動物愛護ボランティア	<ul style="list-style-type: none"> ・ 動物愛護の普及啓発 ・ 犬および猫の保護活動 など
公益社団法人滋賀県獣医師会	<ul style="list-style-type: none"> ・ 動物に関する専門的知識の提供 ・ 犬の登録、狂犬病予防注射の普及啓発 ・ 不妊去勢手術の必要性の普及啓発 ・ 学校飼育動物啓発事業 ・ 災害時における動物救護活動への協力 ・ 獣医師による動物虐待等発見時の通報 ・ 譲渡候補動物への治療協力 ・ 施策への協力 など
一般財団法人滋賀県動物保護管理協会	<ul style="list-style-type: none"> ・ 動物の適正飼養の普及啓発 ・ 新しい飼い主探しの場の提供 ・ 県からの動物愛護管理業務の受託 (野犬捕獲、譲渡事業、啓発事業、防災対策事業など)

	<ul style="list-style-type: none"> ・ 施策への協力 など
動物取扱業者	<ul style="list-style-type: none"> ・ 動物の適正な取扱 ・ 顧客への適正飼養の説明、助言 ・ マイクロチップの装着、登録 など
飼い主	<ul style="list-style-type: none"> ・ 終生飼養をはじめとした適正飼養 ・ 周囲の生活環境への配慮 ・ 緊急時の預け先など将来への備え ・ 災害時の備え など
地域住民	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域の生活環境問題への対応 ・ 動物愛護管理施策への理解、協力 など

826

827 **【課題】**

828 終生飼養をはじめとした適正飼養の推進、ミルクボランティアや治療協力など譲
829 渡事業の推進、多頭飼育問題での人と動物の両面からの対応、産業動物へのアニ
830 マルウェルフェアの推進、災害時の体制整備など、各種施策を推進するためには、
831 庁内関係部局、市町、獣医師会、動物取扱業者、動物愛護推進員、動物愛護ボラ
832 ンティア等との連携強化が不可欠です。

833

834 **【協力体制の構築】**

835 **1 県の役割**

836 動物愛護管理業務推進の方針や施策を決定し、動物による迷惑苦情や人への
837 危害防止のため適正飼養指導を行うとともに、関係機関・関係団体が連携協力し
838 て事業を実施するために、総合的な調整を行います。

839 また、動物保護管理センターが担う役割に加えて、県、市町および獣医師会の出
840 資により設立した一般財団法人滋賀県動物保護管理協会のあり方について協会と
841 共に検討し、適正飼養等の推進に資する有意義な活動の展開を図ることで、動物
842 保護管理センターおよび一般財団法人滋賀県動物保護管理協会の両輪で動物愛
843 護管理施策を推進します。

844 **(1) 関係者間の連携の促進**

845 動物愛護管理施策を推進するため、県関係機関、市町、関係団体などで構成
846 する協議会を設置しています。協議会において、地域・地域課題に対する施策、取
847 り組み方法などの協議を行います。

848 多頭飼育問題の未然防止、早期発見のため、市町福祉部局、市町環境部局、動
849 物愛護ボランティアなどとの連携を図ります。

850 災害時の動物救護活動を推進するため、獣医師会との災害協定に基づく連携強
851 化を図ります。

852 (2)地域における連携体制の構築

853 動物保護管理センター、大津市動物愛護センター、保健所、市町、警察署、関係
854 団体および県民などで構成するネットワークの整備を図り、それぞれの特性を生か
855 して各種事業に取り組むとともに、狂犬病や災害発生時などにおける危機管理体
856 制の整備を図ります。

857 (3)動物愛護ボランティアとの連携

858 県では、地域における動物愛護管理の推進のため動物愛護推進員を委嘱し、地
859 域の実情を踏まえた活動を推進します。

860 また、市町、獣医師会、動物保護管理協会などと調整し、動物愛護ボランティア
861 の譲渡活動の把握や活動の周知支援、ミルクボランティアの育成を行うなど、動物
862 愛護ボランティアとの連携を強化します。

863

864 2 市町の役割

865 狂犬病予防の推進に大きな役割を担うとともに、動物の飼養に起因する生活環
866 境保全上の支障防止および人への危害防止に係る県の施策への協力が求められ
867 ます。地域住民の抱える問題について、地域と県との調整等、地域の生活環境保
868 全のための施策や事業を側面から支援することが望まれます。

869 また、地域住民の福祉支援や災害時には避難所の設置・運営など、地域生活の
870 根幹を支えていることから、多頭飼育問題の予防対策、同行避難の普及啓発など
871 での県との連携が期待されます。

872

873 3 獣医師会等関係団体の役割

874 動物の適正飼養や動物愛護の普及啓発のために、県が行う施策に協力するとと
875 もに、技術や専門性を活かし、人と動物が共生する社会を築くための事業を実施
876 することが期待されます。

877

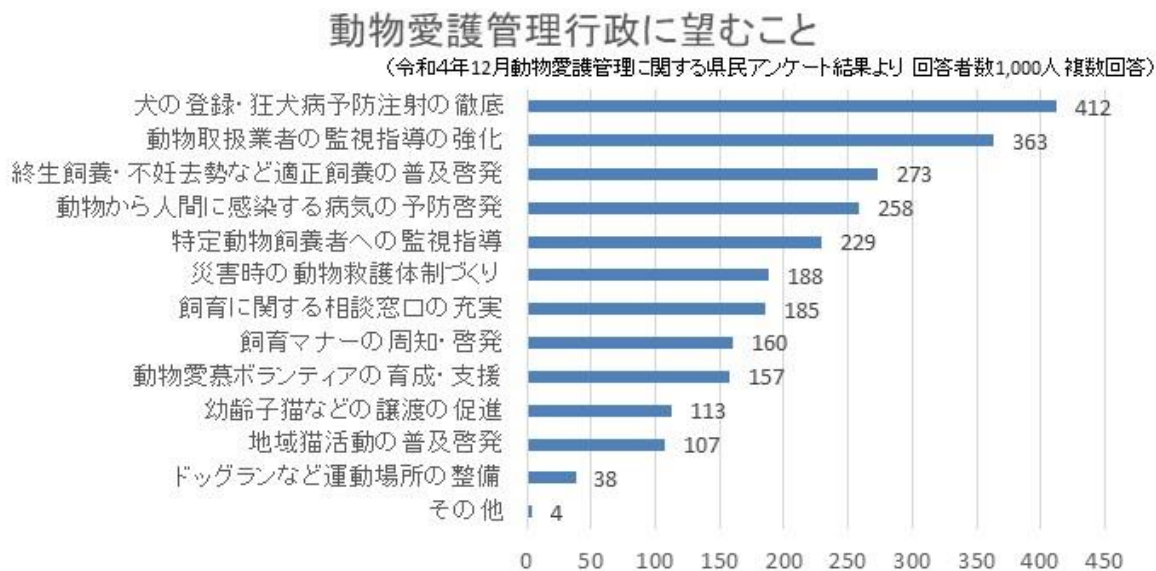
878 4 地域住民の役割

879 地域住民には、地域の問題を地域自らが解決する手段の構築が望まれます。
880 動物保護管理センターは、市町・関係機関および動物愛護推進員や登録ボランテ
881 ア等との連携により、地域の活動を支援し、問題解決のための情報提供などに努め
882 ます。

883

884 5 動物愛護推進員

885 動物の愛護と適正な飼養の重要性について住民の理解を深める等の協力、災害
886 時においては、動物の避難、保護等の県が行う施策に必要な協力をすることが望
887 まれます。



888 図 15 動物愛護管理行政に望むこと

889

890

891

892 **第6章 計画の総合的な推進**

893 1 計画の周知

894 計画を市町、関係機関および関係団体に周知するとともに、広報・ホームページ
895 などにより広く県民に周知し、計画に対する理解と協力を得られるよう努めます。

896 2 県民の意志の反映

897 動物の愛護および管理に関する意見を広く求め、県民の意見を施策に反映しま
898 す。

899 3 計画の進行管理

900 毎年、計画の達成状況について把握・評価を行い、策定後5年を目途として、必
901 要に応じてその見直しを行います。

902

903

904

905

906 用語解説

907 【あ】

908 ○ アニマルウェルフェア

909 国際獣疫事務局において、「動物が生きて死ぬ状態に関連した、動物の身体的
910 および心的状態」と定義されている。アニマルウェルフェアを考える上での指標とし
911 て、国際的に、1960年代に英国において提唱された5つの自由(「飢え・渇きからの
912 自由」「不快からの自由」「痛み・負傷・病気からの自由」「本来の行動がとれる自由」
913 「恐怖・抑圧からの自由」)が認められている。

914

915 【き】

916 ○ 狂犬病

917 動物由来感染症の1つで、狂犬病ウイルスが原因。ほ乳類全般に感染し、咬傷等
918 により人にも感染する。150以上の国と地域で発生しており、人への感染の99%に
919 犬が関わっている。人や犬では、発病した場合の死亡率はほぼ100%である。

920

921 【さ】

922 ○ 3Rの原則

923 国際的に普及・定着している実験動物及び実験動物の福祉の基本理念のことで、
924 Russell & Burchによって1959年に提唱された。苦痛の軽減(Refinement)、
925 使用数の削減(Reduction)、代替法の活用(Replacement)と、頭文字が3つと
926 もRであることから、3Rの原則という。

927

928 【し】

929 ○ 譲渡

930 動物保護管理センター、大津市動物愛護センターに保護・引取りされた犬、猫に
931 ついて、新たな飼い主を募集し、譲り渡すこと。

932

933 ○ 所有者明示措置

934 マイクロチップや、鑑札や名札等の装着により、個体識別が出来るようにすること
935 をいう。

936

937 【た】

938 ○ 多頭飼育問題

939 多数の犬猫を飼育する中で、繁殖などにより頭数が増加して飼養管理が可能な

940 くなること、または、健康上の問題や経済的困窮などにより飼養管理を十分に行う
941 ことができなくなることで、①飼い主の生活状況の悪化、②動物の状態の悪化、③
942 周辺的生活環境の悪化、の3つの影響のいずれか、もしくは複数が生じている状況。

943

944 【ち】

945 ○ 地域猫

946 「滋賀県猫と共に生きるためのガイドライン」による支援事業や、大津市地域猫活
947 動支援事業に取り組む地域の飼い主不明の猫の総称として使用する。

948

949 【と】

950 ○ 動物愛護推進員

951 地域における動物の愛護の推進に熱意と識見を有する者のうち、知事または政
952 令指定都市および中核市の市長から委嘱を受けて、犬、猫等の愛護と適正飼養の
953 重要性などについて住民の理解を深める等の活動を行う者をいう。

954

955 ○ 動物取扱業

956 動物の販売、保管等を業として行うことをいう。第一種動物取扱業者と第二種動
957 物取扱業者がある。第一種動物取扱業者(営利目的で業として行う者)は、動物の
958 適正な取扱いを確保するための基準等を満たしたうえで、知事(大津市内にあって
959 は大津市保健所長)の登録を受けなければならない。事業所ごとに動物取扱責任
960 者の設置義務がある。

961 飼養施設を設置して営利を目的とせず一定数以上の動物の取扱いを行う場合に
962 ついては、第二種動物取扱業者(非営利で業として行う者)として、知事(大津市内
963 にあっては大津市保健所長)に届け出なければならない。

964 動物取扱業には、次の種別がある。

965 (販売)第一種

966 動物の小売や卸売やそれらを目的に繁殖や輸出入を行う業。ペットショップ、
967 ブリーダーなど。

968 (貸出し)第一種、第二種

969 動物を貸すことを業とするもの。ペットレンタル業者など。

970 (保管)第一種、第二種

971 動物を預かることを業とするもの。ペットホテル、ペットシッター、ペットトリミ
972 ング など。

973 (訓練)第一種、第二種

- 974 顧客の動物を預かり訓練を行うことを業とするもの。訓練・調教業者など。
975 (展示)第一種、第二種
976 動物を展示することを業とするもの。動物園、水族館など。
977 (競りあっせん業)第一種
978 動物の売買をしようとする者のあっせんを会場を設けて競りの方法により
979 行うこと。動物オークション(会場を設けて行う場合)など。
980 (譲受飼養業)第一種
981 有償で動物を譲り受けて飼養を行うこと。老犬老猫ホームなど。
982 (譲渡し)第二種
983 動物を譲り渡すことを業とするもの。動物愛護団体の動物シェルターなど。

984

- 985 ※第一種動物取扱業登録施設一覧(大津市を除く)
986 [http://www.pref.shiga.lg.jp/doubutsuhogo/
987 tourokyoka/103675.html](http://www.pref.shiga.lg.jp/doubutsuhogo/tourokukyoka/103675.html)



988

989 ○ 動物取扱責任者

- 990 動物取扱業の施設において、その業務を適正に実施するために動物取扱業者
991 が事業所ごとに選任する者。動物愛護管理法の規定により、知事(大津市内にあっ
992 ては大津市保健所長)が実施する動物取扱責任者研修を受講する義務がある。

993

994 ○ 動物由来感染症

- 995 感染症のうち、種の壁を越えて人と動物とに感染性を示す感染症の総称。「人獣
996 共通感染症」、「ズーノーシス」ともいう。世界保健機構(WHO)では、ズーノーシス
997 を「脊椎動物と人の間で自然に移行するすべての病気または感染」と定義している。

998

999 ○ 特定動物

- 1000 トラ、ニホンザル、クマ、ワニ、マムシなど人の生命、身体または財産に害を加える
1001 おそれのある動物のこと。動物愛護管理法に基づき、約650種が選定されている。
1002 特定動物(交雑種を含む)の飼養または保管を行おうとする者は、知事(大津市内
1003 にあっては大津市保健所長)の許可を受けなければならない。

1004

1005 【ひ】

1006 ○ 引取り

- 1007 飼い主のやむを得ない事情により飼えなくなった犬猫および飼い主がわからな

1008 い犬猫を、保健所または動物保護管理センター、大津市動物愛護センターで引き
1009 取ること。

1010

1011 【ふ】

1012 ○ 負傷動物

1013 道路、公園その他の公共の場所において発見された、疾病にかかり、または負傷
1014 した犬、猫等の動物のことをいう。負傷動物の発見者は、飼い主に対して、また飼
1015 い主が判明しないときは、県または市町に通報するよう努めなければならない。

1016

1017 【へ】

1018 ○ 返還

1019 動物保護管理センター、大津市動物愛護センターに保護された所有者不明の犬
1020 や猫を、飼い主に返すこと。

1021 (返還率)

1022 所有者不明の犬および猫のうち、飼い主に返還されたものの割合。

1023 (返還・譲渡率)

1024 保護・引取りされた犬および猫のうち、返還または譲渡されたものの割合。

1025

1026 【ほ】

1027 ○ 保護

1028 住民からの依頼により迷い犬等徘徊している犬を捕獲すること。または、負傷動
1029 物を収容すること。

1030 (保護・引取り頭数)

1031 犬の保護、野犬の収容、犬猫の引取り、負傷動物の収容により動物保護管理
1032 センターまたは大津市動物愛護センターで受け入れた犬猫の頭数。

1033

1034 【ま】

1035 ○ マイクロチップ

1036 2mm×12mm の生体適合ガラスで覆われた電子標識器具。15桁の数字が電
1037 子データとして書き込まれている。皮下に注入し、専用のリーダー(読取機)で感知
1038 して番号を読み取る。登録機関に番号を照合することで、登録された飼い主情報を
1039 確認できる。

1040

1041

- 1042 ○ マイクロチップの登録
1043 動物の愛護及び管理に関する法律に基づく犬と猫のマイクロチップ情報登録制
1044 度に登録することをいう。
1045
1046 【み】
1047 ○ ミルクボランティア
1048 行政機関が引き取った生後間もない子猫を預かり、哺乳や排泄の介助などを行
1049 い、新たな飼い主へ譲渡できるよう育成し命をつなぐボランティア活動をいう。
1050
1051 【や】
1052 ○ 野犬等
1053 飼い主のいない犬および係留されていない飼い犬(次に規定する場合を除く。)
1054 をいう。
1055 (1)警察犬、狩猟犬、盲導犬その他の使役犬をその目的のために使用する場合
1056 (2)人の生命、身体または財産に害を加えるおそれがない場所または方法で飼い
1057 犬を訓練し、移動させ、または運動させる場合
1058 (3)飼い犬を床上で飼養する場合
1059 (4)生後 60 日以内の飼い犬を飼い主の住居の敷地内で飼養する場合
1060 (5)人の生命、身体または財産に害を加えるおそれがない方法で、興業、展示、競
1061 技その他これらに類する催しのために飼い犬を使用する場合
1062